

第1

令和5年7月27日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第52号	唐津市学校給食費条例制定に係る意見について	…	1
議案第53号	唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程制定について	…	8
議案第54号	令和6年度使用教科用図書（一般図書）の採択について	…	12
議案第55号	肥前公民館進入路用地の管理替について	…	13

2 報告事項

(1)	教育長報告		
(2)	各課報告事項		
①	共催及び後援について（教育総務課）	…	20
②	教育委員会行事予定（教育総務課）	…	21
(3)	その他		

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年8月23日（水）13時30分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 5 2 号

唐津市学校給食費条例制定に係る意見について

令和 5 年 9 月唐津市議会定例会に唐津市学校給食費条例制定に係る意見について
教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 2 7 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 学校給食費の公会計化に向け、令和 5 年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市学校給食費条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市学校給食費条例

2 制定理由

唐津市立小学校及び中学校の学校給食費の徴収及び管理方法を公会計化することに伴い、学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるもの

3 制定内容

- (1) 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収することとするもの。
- (2) 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額及び納期限を規則で定めるところとするもの。
- (3) 特別な理由（り災）がある児童、生徒については、学校給食費を免除すること。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行

唐津市条例第 号

唐津市学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者として規則で定めるものをいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納期限)

第4条 学校給食費負担者は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し、必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

1 唐津市の学校給食（令和6年4月予定）

東部学校給食センター（小学校13校、中学校7校）
西部学校給食センター（小学校16校、中学校7校）
自校式学校（高島小、西唐津中、馬渡小・中、加唐小・中、小川小・中）

学校給食法第11条

学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費は学校設置者である市が負担し、それ以外の経費（給食食材費）は保護者負担とする。

給食費（令和5年度年額）

学校給食センター	小学校	49,500円	中学校	57,750円
高島小学校		50,050円	西唐津中学校	59,850円
馬渡小学校		52,800円	馬渡中学校	56,650円
加唐小学校		49,500円	加唐中学校	58,300円
小川小学校		52,250円	小川中学校	59,950円

2 公会計化導入の目的

学校現場の負担軽減

これまで学校で行ってきた給食費の徴収業務を市で一括で管理し、自校式の学校においては給食食材費の支払事務も市で行うことにより業務の効率化を図る。

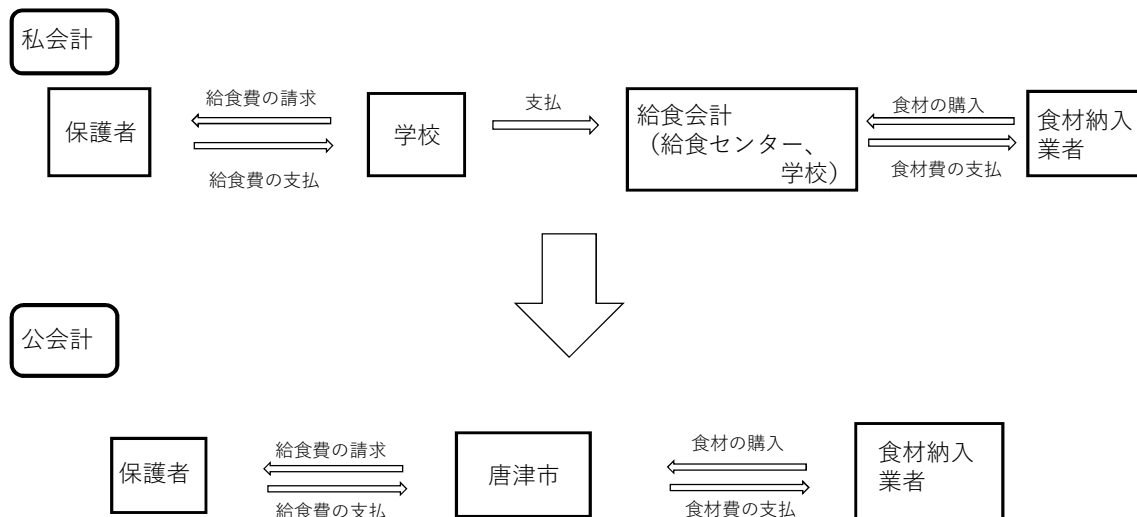
給食会計の透明化

市の歳入とすることで、予算、決算、監査等市の会計ルールに基づいた管理、運用を行うことができるため、学校給食費の管理における透明性を向上させる効果も期待できる

3 公会計化の時期

令和6年4月から

4 学校給食費の流れ



5 公会計化に伴う手続きについて

- ① 学校給食申込書
給食を食べる者（児童生徒、教職員、その他）からの提出が必要。
- ② 口座振替依頼書
引き落としを希望する金融機関への提出が必要。

6 スケジュール（予定）

日程		事項
R 5 年	9 月	9 月議会へ条例議案上程
	9 月	条例施行規則を教育委員会へ提出
	1 0 月	学校への説明
	1 0 月	保護者に通知送付（①給食申込書・②口座振替依頼書等）
R 6 年	4 月	条例施行・制度運用開始

7 市と学校の事務役割（公会計化後）

《市の事務》

- ◎給食費の納入のお知らせ（納入通知書）
- ◎給食費振替口座情報入力
- ◎給食費の喫食情報等による給食費の確定
- ◎金融機関への振替依頼
- ◎口座振替不能者の納付書作成
- ◎給食費の収納管理
- ◎未納者への督促状、催告書等の作成・送付
- ◎児童手当からの徴収事務手続
- ◎食材購入費の支払事務

《学校の事務》

- ◎給食費に係るお知らせ配布
（給食申込書、口座振替依頼書等）
- ◎給食実施予定日報告
- ◎喫食者情報報告
- ◎学校給食（停止・再開）届の受取・提出

《現状》

○校納金とあわせて給食費を徴収している学校については、市、学校両方の事務がある。

★保護者が給食センター所長口座に給食費を直接振り込んでいる学校については、事務変更なし
今後、学校側との協議により変更はあり得る。

議案第53号

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和5年7月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市西部学校給食センターの設置に伴う改正とあわせ、調理員等への貸与被服の色の指定を削除するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程

2 改正理由

唐津市西部学校給食センターの設置に伴う改正とあわせ、調理員等への貸与被服の色の指定を削除するもの。

3 改正内容

- (1) 西部学校給食センターの設置に伴い、対象となる施設の名称を改正
- (2) これまで貸与被服の色も指定していたが、その規定を削るもの

4 施行期日

公布の日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程
唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程(平成23年教育委員会規程第3号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、色」を削る。

別表の1の表を次のように改める。

1 学校給食センター

種類	数量	貸与期間
帽子	3枚	1年
調理衣 上下	3着	1年
短靴	3足	1年
備考 数量については、作業区画(下処理、調理、清掃)毎に1とする。		

別表の2の表中「東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校」を「小中学校」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第53号参考資料

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																																							
<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 調理員等に貸与する被服(以下「貸与被服」という。)の種類____、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 学校給食センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;">3枚</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>調理衣 上下</td> <td style="text-align: center;">3着</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>短靴</td> <td style="text-align: center;">3足</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 数量については、作業区画(下処理、調理、清掃)毎に1とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 小中学校</p> <p>略</p>	種類	数量	貸与期間	帽子	3枚	1年	調理衣 上下	3着	1年	短靴	3足	1年	備考 数量については、作業区画(下処理、調理、清掃)毎に1とする。			<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 調理員等に貸与する被服(以下「貸与被服」という。)の種類、色、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 東部学校給食センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">色</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;">淡い青緑色</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>調理衣 上下</td> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>調理衣 上下</td> <td style="text-align: center;">淡い青緑色</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>調理衣 上下</td> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>短靴</td> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">1足</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>短靴</td> <td style="text-align: center;">淡い青緑色</td> <td style="text-align: center;">1足</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>短靴</td> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: center;">1足</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校</p> <p>略</p>	種類	色	数量	貸与期間	帽子	白	1枚	1年	帽子	淡い青緑色	1枚	1年	帽子	青	1枚	1年	調理衣 上下	白	1着	1年	調理衣 上下	淡い青緑色	1着	1年	調理衣 上下	青	1着	1年	短靴	白	1足	1年	短靴	淡い青緑色	1足	1年	短靴	青	1足	1年
種類	数量	貸与期間																																																						
帽子	3枚	1年																																																						
調理衣 上下	3着	1年																																																						
短靴	3足	1年																																																						
備考 数量については、作業区画(下処理、調理、清掃)毎に1とする。																																																								
種類	色	数量	貸与期間																																																					
帽子	白	1枚	1年																																																					
帽子	淡い青緑色	1枚	1年																																																					
帽子	青	1枚	1年																																																					
調理衣 上下	白	1着	1年																																																					
調理衣 上下	淡い青緑色	1着	1年																																																					
調理衣 上下	青	1着	1年																																																					
短靴	白	1足	1年																																																					
短靴	淡い青緑色	1足	1年																																																					
短靴	青	1足	1年																																																					

議案第 54 号

令和 6 年度使用教科用図書（一般図書）の採択について
令和 6 年度使用教科用図書（一般図書）について、次のとおり定める。

令和 5 年 7 月 27 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

令和 6 年度使用特別支援学校小学部、中学部及び小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書選定の資料

別冊のとおり

提案理由 佐賀県教育委員会において採択された、令和 6 年度使用特別支援学校小学部、中学部及び小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を、唐津市教育委員会においても採択するものである。

議案第55号

肥前公民館進入路用地の管理替について

肥前公民館の進入路となっている土地について、教育委員会事務局肥前市民センター産業・教育課へ管理替するものとする。

令和5年7月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 肥前公民館の進入路となっている土地について、旧肥前町の「役場跡地」の一部となっていたが、分筆登記されたことに伴い、引き続き公民館の進入路として管理するため、教育委員会事務局肥前市民センター産業・教育課へ管理替するものである。

肥前公民館進入路用地の管理替について

1 概要

肥前公民館の進入路となっている土地については、旧肥前町の「役場跡地」の一部であったため、肥前市民センター総務・福祉課の普通財産として管理されていたが、「役場跡地」を売却するに当たり、当該進入路となっている土地部分については教育委員会事務局肥前市民センター産業・教育課に管理替したい旨の協議が肥前市民センター総務・福祉課よりなされた。

当該土地については、今後も引き続き公民館の進入路として使用するものであり、分筆登記も完了しているため、教育委員会事務局肥前市民センター産業・教育課へ管理替えするものである。

2 管理替する土地

肥前公民館進入路用地

所在地：唐津市肥前町入野字山崎甲1932番地6

地目：宅地

面積：158.04㎡

管理替面積：158.04㎡

3 今後の手続きについて

唐津市公有財産規則に基づき手続きを行う。



肥前町管内図

肥前公民館

肥前市民センター

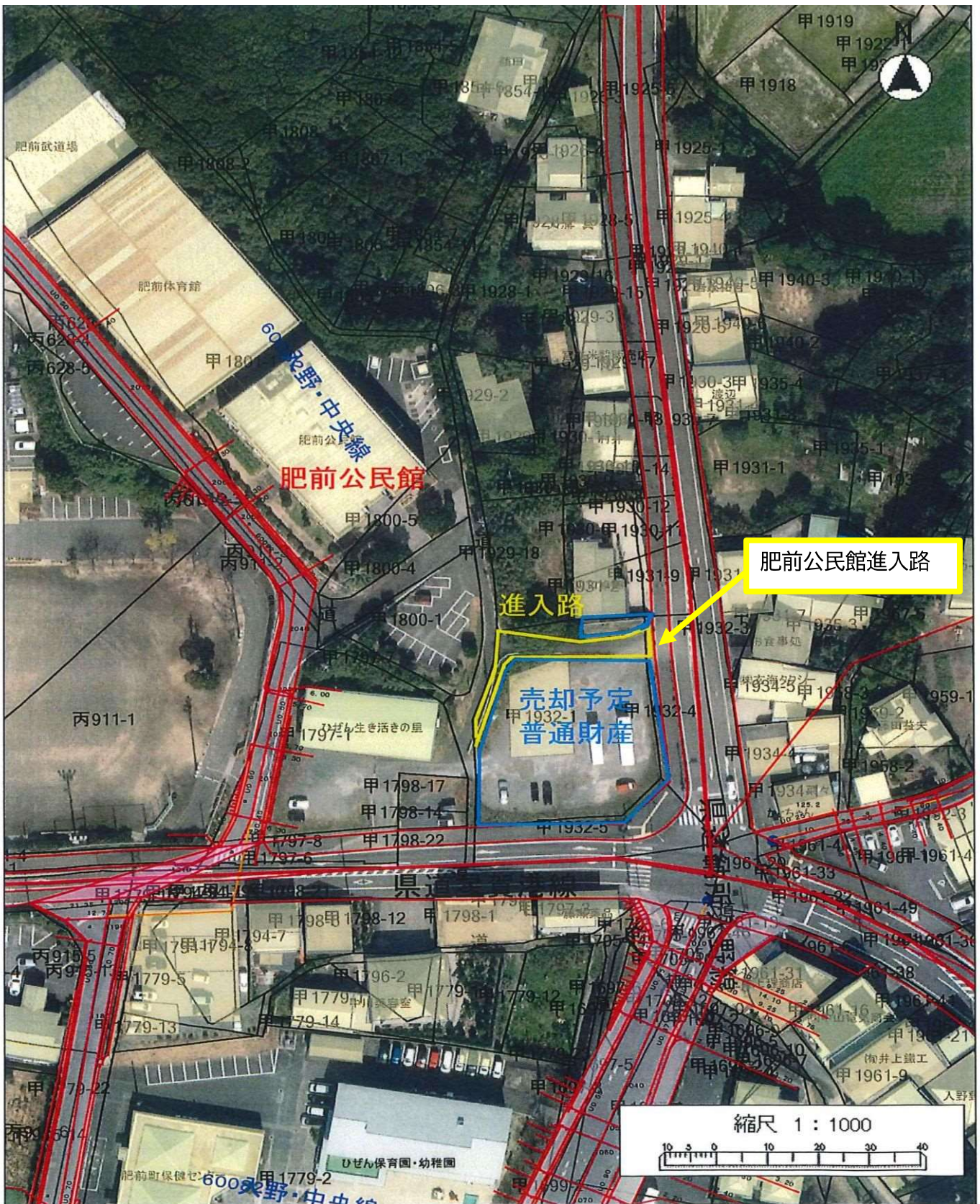
凡 例



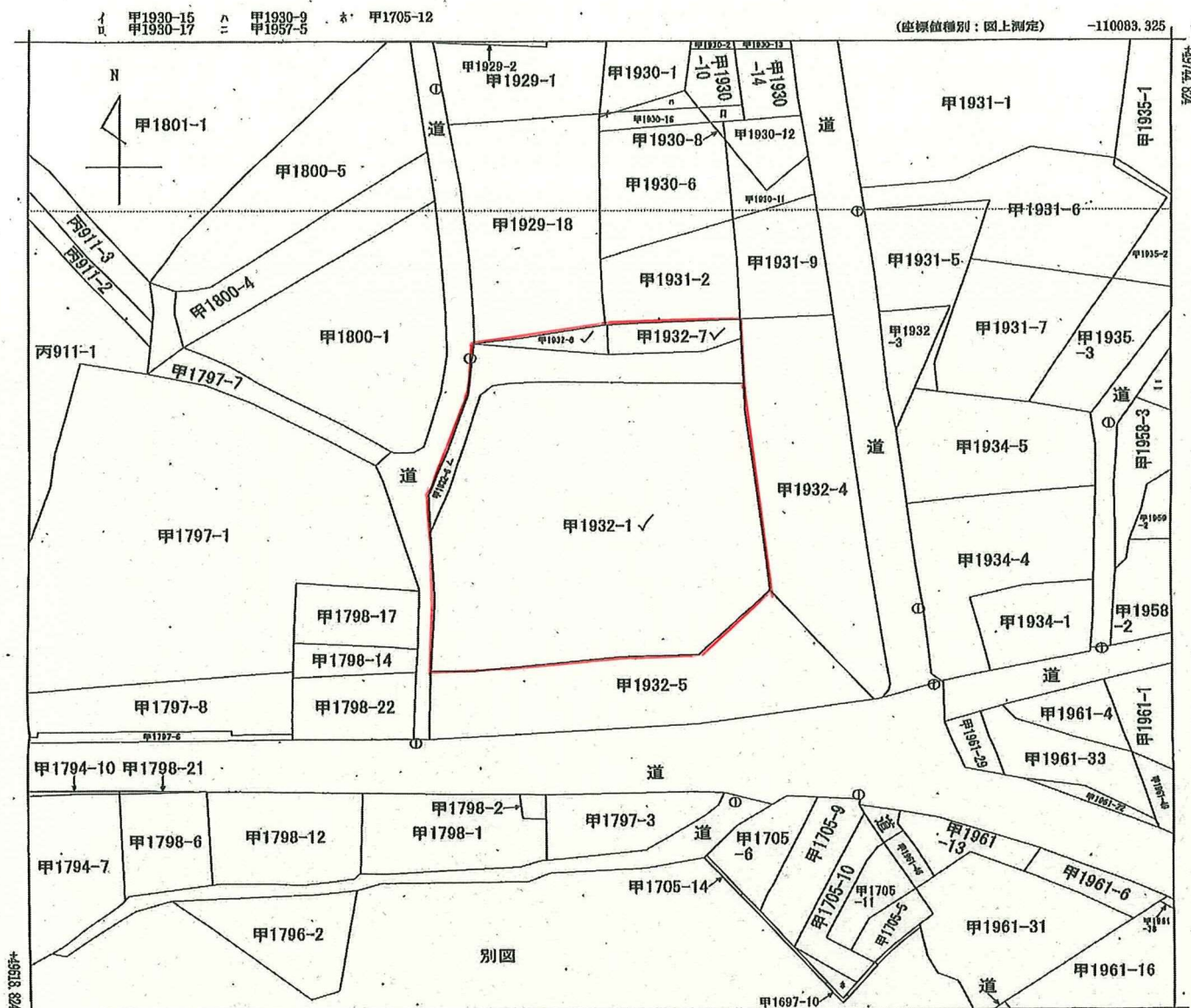
平成十一年八月修正印刷

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、国土地院行の「かなの」地図図を複製したものである。
(承認番号) 平野 九機 第 339 号

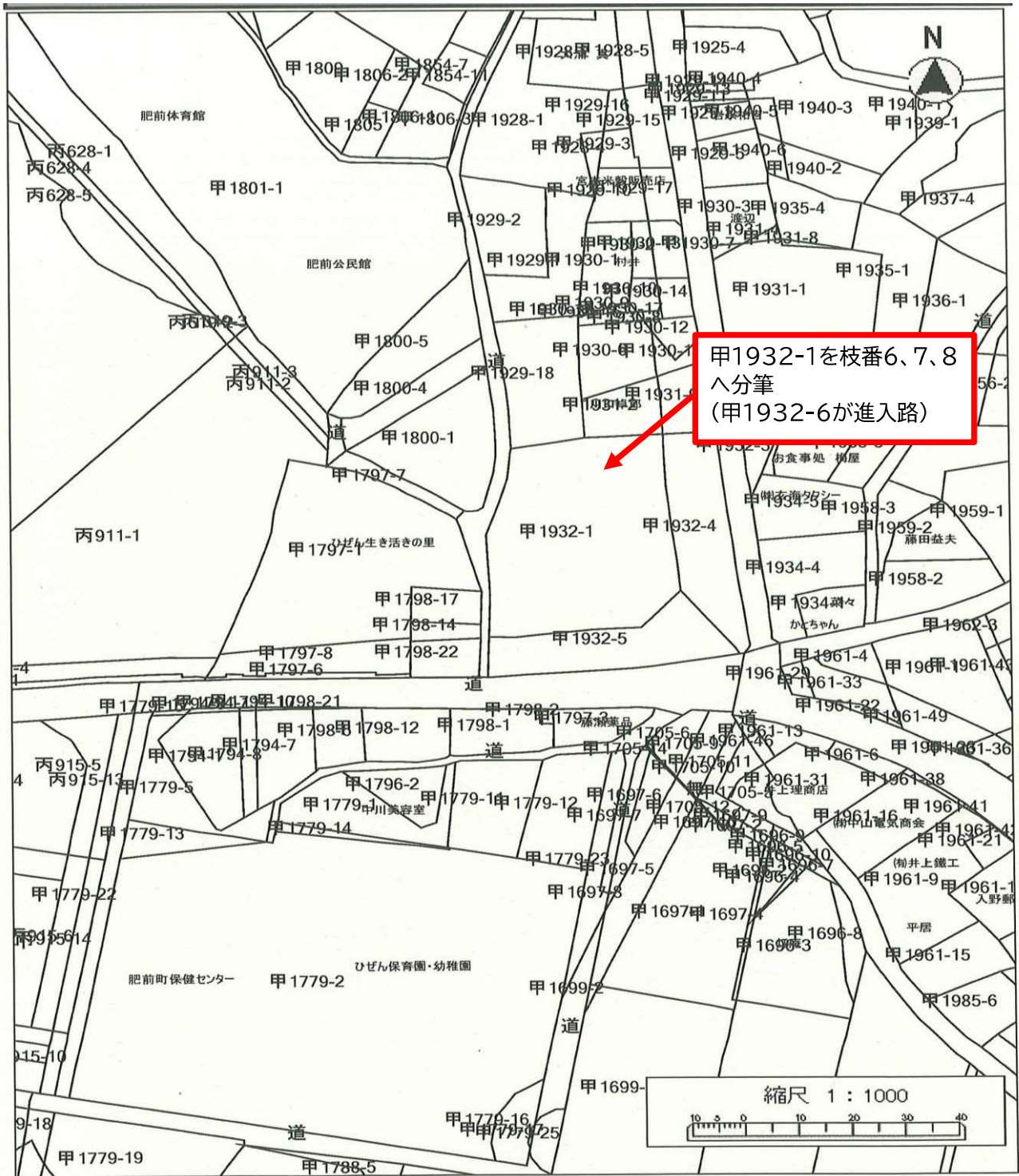
肥前公民館 土地図面(分筆後航空写真)



肥前公民館 土地図面(分筆後)



肥前公民館 土地図面(分筆前)



肥前公民館進入路 全景写真

